

高山市土地開発公社の解散について

1. 設立の経緯と沿革

高山市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地の先行取得等のために昭和48年に市が全額出資して設立した特別法人であり、これまでに公園や学校など公共施設用地を取得したほか、国道用地の取得によりその開通に貢献してきた。

2. 現状

近年では高山駅周辺土地区画整理事業の終了など事業量が減少したことや、安価なときに土地を取得しておくという先行取得の経済的メリットが地価の下落・低迷により薄れたこと、また今まで公社が国に協力して行ってきた国道用地の取得は市が代替できる状況であることから、公社を存続させる意義が乏しくなっていた。そのため、公社の在り方について検討を重ね、令和6年3月26日開催の公社理事会にて、公社を解散する方針を決定した。

3. 解散のための今後の手続き

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項及び公社定款第25条第1項の規定に基づき、公社は解散する。

解散にあたって、公社の借入金574,994千円については、市は公社に対し債務の保証をしているため、公社に代わって借入金を弁済（代位弁済）する。市が代位弁済によって得た公社に対する債権について、公社は市に金銭に代えて保有している土地を譲渡（代物弁済）するが、それだけでは債権額に不足するため、市は不足分を、市議会の議決を経て債権放棄することにより、公社の債務を解消する。